

墨田区児童館条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																				
<p>(事業)</p> <p>第3条 児童館は、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業 (利用者の範囲)</p> <p>第5条 児童館を利用<u>することができる</u>者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕 (指定管理者の指定の手続)</p> <p>第9条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、次の各号のいずれにも該当すると認められたものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1) 児童館の管理に<u>当たり</u>、利用者の平等な利用を確保することができるものであること、<u>及び</u>サービスの向上が図られるものであること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、児童館の効用を最大限に発揮<u>することができる</u>ものであるとともに、その効率的な運営が図られるものであること。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>墨田児童会館～江東橋児童館</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>東向島児童館</td> <td>東京都墨田区東向島六丁目6番12号</td> </tr> <tr> <td>東向島児童館分館</td> <td>東京都墨田区京島一丁目44番21号</td> </tr> <tr> <td>立花児童館～さくら橋コミュニティセンター</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	墨田児童会館～江東橋児童館	〔略〕	東向島児童館	東京都墨田区東向島六丁目6番12号	東向島児童館分館	東京都墨田区京島一丁目44番21号	立花児童館～さくら橋コミュニティセンター	〔略〕	<p>〔同左〕</p> <p>第3条 〔同左〕</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業 〔同左〕</p> <p>第5条 児童館を利用できる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕 〔同左〕</p> <p>第9条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔同左〕</p> <p>(1) 児童館の管理に<u>あたり</u>、利用者の平等な利用を確保することができるものであること<u>及び</u>サービスの向上が図られるものであること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、児童館の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、その効率的な運営が図られるものであること。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>墨田児童会館～江東橋児童館</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>東向島児童館</td> <td>東京都墨田区東向島六丁目6番12号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔新設〕</td> </tr> <tr> <td>立花児童館～さくら橋コミュニティセンター</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	墨田児童会館～江東橋児童館	〔略〕	東向島児童館	東京都墨田区東向島六丁目6番12号	〔新設〕		立花児童館～さくら橋コミュニティセンター	〔略〕
名 称	位 置																				
墨田児童会館～江東橋児童館	〔略〕																				
東向島児童館	東京都墨田区東向島六丁目6番12号																				
東向島児童館分館	東京都墨田区京島一丁目44番21号																				
立花児童館～さくら橋コミュニティセンター	〔略〕																				
名 称	位 置																				
墨田児童会館～江東橋児童館	〔略〕																				
東向島児童館	東京都墨田区東向島六丁目6番12号																				
〔新設〕																					
立花児童館～さくら橋コミュニティセンター	〔略〕																				

付 則

- 1 この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布

の日から施行する。

- 2 この条例の施行の日以後の指定管理者による管理に係る必要な手続、準備行為等は、同日前においても、この条例による改正後の墨田区児童館条例の規定の例により行うことができる。